

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月14日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/120106.html">https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/120106.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条第1号に掲げる高等学校(公立のものに限る。以下この項において「公立高等学校」という。)における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、公立高等学校に在学する生徒等に対して交付する学び直し支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例別表第一 第10の項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条第1号に掲げる高等学校(公立のものに限る。以下この項において「公立高等学校」という。)における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、公立高等学校に在学する生徒等に対して交付する学び直し支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	熊本県公立高等学校等学び直し支援金交付要領第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	学び直し支援金は、公立高等学校に在学する生徒等に対して学び直し支援金を交付することにより、県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		熊本県公立高等学校等学び直し支援金交付要領